十九　平成二十三年総務省告示第九十三号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
［1～3　略］ 4　電気供給業務用伝搬障害防止区域	［1～3　同左］ 4　［同左］
［1～54　略］	［1～54　同左］
55　削除	55　(1)　高知県高岡郡佐川町東組ヤブガトヲ2124―51　(683.40) (2)　高知県須崎市青木町７－３　(43.10) 北緯33度27分35秒東経133度18分27秒の地点と北緯33度23分29秒東経133度17分28秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
［56～82　略］	［56～82　同左］
83　削除	83　(1)　愛媛県大洲市若宮535－１　(39.40) (2)　愛媛県大洲市大字東宇山字村藪乙406－５　(290.00) 北緯33度31分11秒東経132度32分59秒の地点と北緯33度33分39秒東経132度34分01秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
84　削除	84　(1)　愛媛県大洲市春賀字久保甲1168　(43.70) (2)　愛媛県大洲市大字東宇山字村藪乙406－５　(290.00) 北緯33度33分24秒東経132度33分31秒の地点と北緯33度33分26秒東経132度33分34秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯33度33分29秒東経132度33分40秒の地点と北緯33度33分32秒東経132度33分45秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯33度33分36秒東経132度33分53秒の地点と北緯33度33分39秒東経132度33分59秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
［85～158　略］	［85～158　同左］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

二十　平成二十三年総務省告示第二百十二号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後		改正前	
1　電気通信業務用伝搬障害防止区域		1　［同左］	
区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）
伝搬障害防止区域の範囲		伝搬障害防止区域の範囲	
［1～28　略］		［1～28　同左］	